

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業
事業概要説明書

令和6年4月

市川市

目 次

第 1 章 事業の目的・基本方針	1
1. 目的	1
2. 基本方針	1
第 2 章 計画概要	2
1. 事業概要	2
第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 事業者の募集及び選定	5
2. 事業者の選定手順	5
3. 総合評価の方法	6
4. 提出書類の概要	6
5. 入札の参加資格要件等	7
6. 入札参加者の審査及び事業者の選定	12
第 4 章 落札後の手続に関する事項	13
1. 基本協定の締結	13
2. 特別目的会社の設立等（特別目的会社を設立する場合）	13
第 5 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	14
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項	14
第 6 章 市川市次期クリーンセンターの立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1. 市川市次期クリーンセンターの立地に関する事項	17
2. 市川市次期クリーンセンターの規模及び配置に関する事項	17
第 7 章 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
1. 関係者協議会の設置	19
2. 管轄裁判所の指定	19
第 8 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	20
4. その他	20
第 9 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3. その他の措置及び支援に関する事項	21
第 10 章 その他事業の実施に関し必要な事項	22
1. 書類作成に係る費用	22
2. 事業概要説明書の公表に関する事項	22
3. 今後のスケジュール	23
4. その他	23
添付資料等	24

様式 1 意見・質問書

別紙 1 配置図

別紙 2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

別紙 3 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業における市と事業者の業務範囲

別紙 4 リスク分担表

別紙 5 用語の定義

第1章 事業の目的・基本方針

1. 目的

本事業は、市から排出されるごみを処理している市川市クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、市域のごみ処理を行う「市川市次期クリーンセンター」を整備することを目的とする。

2. 基本方針

平成29年3月に策定した「次期クリーンセンター施設整備基本計画」において、次に掲げる5つの基本方針を市川市次期クリーンセンターの施設計画、設計、建設及び運営の全般にわたる指針として位置付けるものである。

- ① 効率的に熱エネルギーを回収する施設とする
- ② 安全性・安定性に優れた施設とする
- ③ 災害に対して強靱な施設とする
- ④ 市民への情報発信の拠点となる施設とする
- ⑤ 経済性に優れた施設とする

また、近年の廃棄物処理施設に求められる役割に目を向けると、令和5年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」で「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」が基本的理念のひとつとして掲げられるなど、より効率の高いエネルギー回収、災害時の防災拠点としての活用、環境学習拠点としての役割・機能等が求められている。

したがって、事業者は、以上の内容を踏まえた施設の整備・運営を行い、市民にとって常に魅力的な施設であり続けるよう努めることとする。

第2章 計画概要

1. 事業概要

1.1 事業名称

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業

1.2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

(1) 名称

市川市次期クリーンセンター

(2) 場所及び敷地面積（事業実施区域）

千葉県市川市田尻1003番1外 約21,000m²

(3) 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法質第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

(4) 施設の概要

市川市次期クリーンセンターの概要は、燃やすごみを主に処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「ごみ焼却処理施設」という。）、燃やさないごみを主に処理するマテリアルリサイクル推進施設（以下「不燃・粗大ごみ処理施設」という。）（2施設を総称して「市川市次期クリーンセンター」という。）とする。

1.3 事業方式

本事業は、市が所有するごみ焼却処理施設等の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させるDBO（Design Build Operate デザイン ビルド オペレート）方式により実施する。

また、本事業を実施する民間事業者は、市川市次期クリーンセンターの運営の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することは必要としていないが、運営事業者の設立自体を妨げるものではない。

事業者は、現施設が稼働している間にごみ焼却処理施設等を整備し、市に引き渡したうえでごみ焼却処理施設等の運営を実施する。

1.4 本事業の業務内容

本事業において事業者が実施する主な業務を次の(1)から(3)までに示す。

(1) 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための事業者自らの経営管理業務

(2) 施設整備業務

市川市次期クリーンセンターを整備するために必要な次の業務

① 設計業務

② 建設業務

(3) 施設運営業務

市川市次期クリーンセンターを運営するために必要な次の業務

- ① 市川市次期クリーンセンターの運転管理業務
ごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理等とする。
- ② 市川市次期クリーンセンターの維持管理業務
市川市次期クリーンセンターの補修・更新、清掃管理、樹木等植栽管理、巡回、周辺住民等との協働、広域・相互支援等への協力、安全衛生管理・防災管理、情報管理（各種記録等の作成・保管）、その他市川市次期クリーンセンターの維持管理に必要な業務等とする。
- ③ 施設運營業務期間終了時の市への引継ぎ業務
事業者は、本事業期間終了時に次期クリーンセンターの要求水準を満足する状態に保って市に引き継ぐものとする。次期クリーンセンターの本事業期間終了時の措置については、本事業期間終了日の5年前から、市及び事業者は協議を開始するものとする。詳細は要求水準書に定めるとおりとする。
- ④ 環境負荷の低減
運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い、地球温暖化・気候変動対策としてCO₂排出量削減に向けてごみ焼却処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行い、高効率設備による発電量の最大化と施設の省エネルギーにより送電端電力量の最大化を図る。なお、発電した電気は市川市次期クリーンセンターや管理棟、外部余熱利用施設（事業範囲外）で利用するほか、余剰電力を第三者に売電する。この場合において、売電による売上げは、市の収入とする。
また、余熱の一部は、外部余熱利用施設（事業範囲外）にも供給する。

1.5 事業期間等

本事業は、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日（令和7年6月予定）から令和32年12月末までの約25.5年間を事業期間とする。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日（令和7年6月予定）から令和12年12月末日までの約5.5年間とする。また、施設運営期間は、市川市次期クリーンセンターの引渡日の翌日から令和32年12月末日までの約20年間とする。

- (1) 施設整備期間：約5.5年（令和7年6月～令和12年12月末日）
- (2) 施設運営期間：約20年（令和13年1月～令和32年12月末日）

1.6 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次の(1)及び(2)に掲げる費用を事業者を支払う。

- (1) 施設整備費
市は、市川市次期クリーンセンターの整備を実施する施設整備企業に対して本事業における施設整備業務の実施の対価（以下「施設整備費」という。）を支払う。支払方法の詳細については入札公告時に入札説明書にて提示する。
- (2) 施設運営費
市は、市川市次期クリーンセンターの運営（経営管理を含む。）を実施する施設運営企業

又は運営事業者に対して本事業における施設運營業務の実施の対価（以下「施設運営費」という。）を支払う。支払方法の詳細については運營業務委託契約によるものとする。

1.7 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次の(1)から(4)までに掲げる協定等を事業者と締結する。

なお、事業契約は、次の(2)から(4)までに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約から構成されるものとする。

(1) 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 基本契約

市は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。なお、この基本契約は、下記の(3)施設整備請負契約に示す令和7年6月（予定）に開催する市議会定例会の議決を経て本契約とする。この基本契約は、施設整備請負契約を効力発生条件とする。

(3) 施設整備請負契約

市は、施設整備企業との間で、市川市次期クリーンセンターを整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結する。この施設整備請負契約の締結については、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により、議会に付さなければならない。

(4) 運營業務委託契約

市は、施設運営企業又は運営事業者との間で、市川市次期クリーンセンターの運営を実施するために必要な事項を定めた運營業務委託契約を基本契約の締結日付で締結する。なお、この運營業務委託契約は、施設整備請負契約を効力発生条件とする。

1.8 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条件等を遵守するものとする。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保並びに民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図る観点から、総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する一般競争入札をいう。以下同じ。）により選定することを予定している。

2. 事業者の選定手順

市は、次の手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

2.1 入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、市川市公式Webサイトへの掲載により公表する。

2.2 質問受付

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

2.3 質問回答の公表

市は、2.2による質問及びこれに対する回答を市川市公式Webサイトへの掲載により公表する。

2.4 参加資格確認申込み

入札に参加を希望する民間事業者（以下「入札希望者」という。）は、入札説明書の定めるところにより、参加資格確認に必要な書類を提出するものとする。

2.5 参加資格確認結果の通知

市は、参加資格確認書類を提出した入札希望者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を当該入札希望者に通知する。参加資格があると認められた入札希望者（以下「入札参加者」という。）は、以後の手續において本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業者提案書（以下「事業者提案書」という。）を提出することができるものとする。

2.6 入札参加者ヒアリング

市は、入札参加者を対象として、当該入札参加者の特性を活かした提案の検討を支援するために、必要に応じて入札説明書等の内容に関して入札参加者別に個別の質問回答を行う入札参加者ヒアリングを実施する。入札参加者ヒアリングの詳細については、入札公告時に示す。

2.7 入札書及び事業者提案書の提出

入札参加者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び事業者提案書を提出するものとする。

2.8 提案内容ヒアリング

市は、入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者を対象として、事業者提案書の内容についてヒアリングを実施する。

2.9 事業者の決定

市は、入札参加者から提出された入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価し、市に最も有利な提案をした入札参加者を選定し、事業者として決定する。

2.10 総合評価入札結果の公表

市は、入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価した結果を、各入札参加者に通知するとともに、市川市公式Webサイトへの掲載により公表する。

3. 総合評価の方法

3.1 意見交換会の設置

市は、事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づいて「市川市次期クリーンセンター整備及び運営事業者選考意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を設置し、入札参加者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準等に係る意見聴取を行い、市は意見交換会の意見を参考として事業者を選定する。

3.2 事業者選定基準の概要

入札参加者から提出された事業者提案書の内容については、価格要素と非価格要素それぞれの評価を行う予定である。具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

4. 提出書類の概要

4.1 提出書類の内容

参加資格確認書類として、入札参加者を構成する民間事業者に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めるとを予定している。

事業者提案書としては、次の①から⑤までに掲げる事項を主な内容として含む事業者提案書の提出を求めるとを予定している。

- ① 施設性能基準
- ② 経営管理計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 施設運営計画

⑤ 非価格要素に関する提案

4.2 提出書類の取扱い

(1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。

ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、本事業の技術資料の評価の目的以外に利用しないものとする。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

なお、提出を受けた書類は、返却しないこととする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

(3) 資料の公開

市は、事業者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議することとする。

5. 入札の参加資格要件等

入札参加者は、次の5.1に掲げる構成等とし、5.2に掲げる資格要件を全て満たしていること。なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、入札公告日とする。

5.1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、市川市次期クリーンセンターの整備及び運営を実施する民間事業者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）とすること。なお、構成企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えない。
- ② 入札参加者は、応募にあたり、構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する企業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定めること。なお、当該代表企業が入札手続を実施するとともに、施設整備業務、施設運営業務のそれぞれにおいて、事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築する役割及び義務を負うものとする。
- ④ 運営事業者を設立する場合の施設運営業務を担当する企業は出資企業でなければな

らない。

- ⑤ 運営事業者を設立する場合、代表企業は出資企業でなければならない。
- ⑥ 運営事業者を設立しない場合、代表企業は施設運営企業を構成する企業でなければならない。
- ⑦ 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑧ 構成企業が、他の入札参加者における構成企業ではないこと。
- ⑨ 構成企業と、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- ⑩ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。

5.2 参加資格要件

(1) 共通の要件

構成企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の落札決定前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合に当たるものが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 建設業において、以下に定める届出の義務を履行していない者
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - ケ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者、本事業に係る市川市が設置す

る事業者選定意見交換会の委員及び市川市が意見聴取する外部有識者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び下請企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事点において関連がある者」とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務にかかわっている者は以下のとおりである。

株式会社日建設計

- コ 事業概要説明書等の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市川市が設置する事業者選定意見交換会の学識経験者及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者
- サ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- シ 市川市が発注した建設工事について、公告日前3ヶ月以内に工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けている者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。

(2) 各業務を行う者の要件

①施設整備業務を実施する企業の要件

施設整備業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。

ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の清掃施設工事の格付等級がAランクの者。
(ウ)	清掃施設工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	公告日より過去15年間に於いて、以下の条件をすべて満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の設計及び建設を元請として完成した実績（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、プラントの設計及び建設を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限る。分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率20%以上の者に限る。）を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。 A. 焼却処理能力が1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ

	<p>炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。</p> <p>B. 破碎・選別処理能力が10t/5h以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。</p> <p>C. 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知）に適合する一般廃棄物処理施設。</p>
(オ)	<p>ア 清掃施設工事について、監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。</p> <p>イ 監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するものとする。</p> <p>ウ 監理技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業と応募資格審査書類の受付開始日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。</p>
(カ)	<p>次の実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。なお、これらの技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。また、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設（全連続式ストーカ炉方式で蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設）の設計業務を担当し、完了した実績を有する者。

イ 建築物の設計を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（測量・コンサルタント）に登録されている者。
(イ)	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
(ウ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る設計を担当し、完了した実績を有する者。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の設計を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限る。）
(エ)	建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定による一級建築士の登録を受けている者を配置できる者。なお、技術者は建築物の設計を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

ウ 建築物の建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。

建設JVを組成する場合は、構成員数は2社として、代表構成員の出資比率は、50%を超えていなければならない。他の構成員は、出資比率は30%以上でなければならない。詳細は、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」を参照すること。なお、各構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

単独企業は、(ア)～(オ)に掲げるすべての参加資格要件を満たす者とする。建設JVで応募する場合は、代表構成員は、以下の要件をすべて満たす者とし、他の構成員は(ア)～(ウ)の要件を満たすこと。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の建築一式工事の格付等級がAランクの者。
(ウ)	建築一式工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る建設を担当し、完成した実績（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の建設を共同施工方式による共同企業体の場合は代表構成員に限る。分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率20%以上の者に限る。）を有する者。
(オ)	ア 監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。 イ 監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するものとする。 ウ 監理技術者は、建設企業と応募資格審査書類の受付開始日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

② 施設運營業務を実施する企業の要件

施設運営企業は、以下の要件を満たすこと。施設運營業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。なお、施設運營業務を複数の企業で実施する場合は、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たすものとする。また、施設運営企業は3社以内とする。

ア 運転管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
(イ)	公告日より過去15年において、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設における1年以上の運転管理実績を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。（PFI事業、DBO事業における構成企業としての実績および長期包括業務委託は対象とする。） A. 焼却処理能力が1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。 B. 破碎・選別処理能力が10t/5h以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。

イ 維持管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
-----	-------------------------------------

6. 入札参加者の審査及び事業者の選定

市川市は、事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、意見交換会において意見交換を実施する。

第4章 落札後の手続に関する事項

1. 基本協定の締結

落札者は、落札決定後速やかに、市を相手方として基本協定を締結すること。

2. 特別目的会社の設立等（特別目的会社を設立する場合）

落札者は、基本協定の締結後速やかに、基本協定の定める運営事業を行う特別目的会社（運営事業者）を設立し、市川市内に本店（本社）を置くこと。

また、運営事業者の株主は以下の要件を満たすこと。

- ① 代表企業である株主が、運営事業者の株主総会における全議決権のうち、2分の1を超える議決権を、事業期間中を通じて保有すること。
もしくは、施設整備企業が複数の企業で構成される場合は、施設整備企業の出資企業の合計で、2分の1を超える議決権を保有し、代表企業の特別目的会社への出資割合は出資者中で最大になるものすること。
- ② 運営事業者の株主は、原則として本件の運營業務委託契約が終了するまで運営事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

第5章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

1.1 責任分担の基本的考え方

市と事業者とは、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉で、かつ、質の高いサービスの供給を目指すものとする。

なお、事業者は、連帯して事業の実施にあたるものとし、事業契約において負担する一切の債務を、民法（明治29年法律第89号）第454条に定めるところにより、相互に連帯して保証するものとする。また、事業者間において、本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合は、事業者は、代表企業による事業者間の調整に協力しなければならない。

1.2 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業契約に示す契約条件等によるものとする。ただし、市は、想定されるリスクに対する責任分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスクに対する責任分担の変更等を行うことができるものとする。

なお、想定されるリスクに対する責任分担の変更の可否については、事業概要説明書に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスクに対する責任分担を変更した場合は当該回答の内容を事業契約に反映するものとする。

1.3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。なお、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

また、事業者の中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、他の事業者に損害が発生した場合は、事業者間で解決するものとし、損害を被った事業者は、市に対して損害の賠償を請求することはできない。本事業の実施について、事業契約の債務の本旨に従った履行がなされていないことにより事業者又は第三者に損害（事業契約に定める保険等によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたものの、これがいずれの事業によるものかが明らかでない場合には、代表企業は、自らが締結する事業契約についてその責めに帰すべき事由により当該損害が生じたものとみなして、当該事業契約に定める損害賠償責任を負うものとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

2.1 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、市は入札価格の内訳における施設整備業務費の100分の5に相当する額と施設運営業務費の1年目に対する額の100分の5に相当する額の合計額を違約金として徴収できるものとする。

2.2 契約保証金の納付等

市は、施設整備業務及び施設運営業務の履行を確保するため、施設整備請負契約及び運営業務委託契約のそれぞれについて、次の①から④までのいずれかに掲げる保証を求めることを予定している。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証
- ④ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備請負契約においては施設整備費に相当する額の10分の1以上、運営業務委託契約においては市が各年度に支払う施設運営費に相当する額の10分の1以上とする。

2.3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

(1) 監視（モニタリング）の方法等

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者における業務の履行状況を定期的に監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

(2) 改善要求、支払の減額等

市は、施設整備業務において、施設整備企業の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、施設整備企業に業務方法の改善、当該業務を実施する者の変更等、要求水準未達の部分に係る修補を求めるとともに違約金を請求することができるものとする。

市は、施設運営業務において、施設運営企業又は運営事業者の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、施設運営企業又は運営事業者による業務方法の改善、当該業務を実施する施設運営企業又は運営事業者の変更等を求めるとともに、要求水準未達の部分に相当する施設運営費を支払わないほか、施設運営企業又は運営事業者が支払う施設運営費を減額するとともに違約金を請求できるものとする。

2.4 業務の履行の検査等

(1) 施設整備業務の既済部分等の検査

市は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払う。

市は、検査の結果、施設整備業務の既済部分等が要求水準書に定めた条件に適合しない

場合は施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費を支払うものとする。

(2) 市川市次期クリーンセンターの完成検査

市は、市川市次期クリーンセンターの引き渡しを受ける前に、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行う。

市は、検査の結果、市川市次期クリーンセンターが要求水準書に定めた条件に適合しない場合は、施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費の残額を支払うものとする。

(3) 施設運營業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行い、運營業務費を支払う。

なお、検査の結果、当該業務が要求水準書に定めた条件に適合しない場合、市は施設運営企業に改善を求め、検査の合格をもって施設運営費を支払うものとする。

第6章 市川市次期クリーンセンターの立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 市川市次期クリーンセンターの立地に関する事項

市川市次期クリーンセンターの計画地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書（案）によるものとする。

建設場所	千葉県市川市田尻 1003 番 1 外
都市計画区域	市街化調整区域
防火・準防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
地区計画区域	指定なし
建築基準法 22 条指定区域	該当
景観計画区域	該当
河川区域・高規格堤防特別区域	一部該当（高規格堤防部分）
敷地面積	約 21,000m ²
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下

2. 市川市次期クリーンセンターの規模及び配置に関する事項

市川市次期クリーンセンターの規模等の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書（案）によるものとする。

2.1 ごみ焼却処理施設

計画処理量は約 103,100t/年（燃やすごみ 94,500t/年＋不燃・粗大ごみ処理施設からの破碎後可燃物 1,700t/年＋資源ごみ（ビン・カン・プラスチック製容器包装）中間処理後の可燃残さ 1,700t/年＋大型ごみ（可燃系）2,600t/年＋衛生処理場脱水汚泥 2,600t/年とする。）とし、施設規模は 423t/日（3 系列、24 時間連続稼働）とする。また、小動物の死骸は燃やすごみとは別に火葬する施設を設置する。

2.2 不燃・粗大ごみ処理施設

計画処理量は約 5,100t/年（燃やさないごみ 4,000t/年＋資源ごみ（ビン・カン・プラスチック製容器包装）中間処理後の不燃残さ 800t/年＋大型ごみ（不燃系）300t/年）とし、施設規模は 27t/5h とする。

2.3 高規格堤防

事業実施区域は「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画【大臣区間】」（国土交通省関東地方整備局）において、超過洪水対策を目的とした高規格堤防の整備区域とされている。高規格堤防整備と本事業の一体整備を目的とし、国土交通省関東地方整備局と市で共同事業を行う。

2.4 管理棟

既設管理棟（3階は先行改修済み）は、本事業にて、1、2階の内装、空調・昇降機・照明・コンセント等の建築設備、什器、展示什器等を全面的に改修し、継続使用することとする。

第7章 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 関係者協議会の設置

市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した事業者提案書並びに市と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

このため、市と事業者は、事業契約の締結後に基本契約締結当事者が参画する関係者協議会を設置するものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に係る紛争については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とする。

第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
 - ② 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
 - ③ ①又は②により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。詳細は基本契約等に示すとおりとする。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
 - ② ①により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は、生じた損害の賠償を請求することができる。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議することとする。
 - ② 一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。

4. その他
その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、基本契約等に定める。

第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は事業者との協議により対応を検討することとする。

第10章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 書類作成に係る費用

質問等の書類、参加資格確認資料、入札書及び事業者提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、入札希望者及び入札参加者の負担とする。

2. 事業概要説明書の公表に関する事項

2.1 担当部局

市川市 環境部クリーンセンター建設課

郵便番号 〒272-8501

住所 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

電話番号・FAX 047-712-6304・047-712-6308

メールアドレス seisoshisetsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

市川市公式Webサイト <https://www.city.ichikawa.lg.jp/env05/index.html>

2.2 質問、意見等の受付及び回答の公表

事業概要説明書に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。

(1) 受付期間

令和6年4月26日（金曜日）から5月16日（木曜日）正午までとする。

(2) 提出先

2.1に同じ。

(3) 提出方法

事業概要説明書及び要求水準書（案）等に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、意見・質問書（様式1）に記入し、電子メールにより送信すること。なお、様式1は、Microsoft Word（Word 2013に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとすること。

(4) 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、市川市が受領メールを返信する。

受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市川市公式Webサイトへの掲載により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、事業概要説明書等の内容について電話及び対面等での直接回答は行わない。また、事業概要説明書及び要求水準書（案）に直接関係する質問についてのみ原則回答する。

(6) 回答公表予定日

令和6年5月30日（木曜日）

2.3 その他

市は、民間事業者等からの意見等を踏まえ、事業概要説明書の内容を見直し、変更を行うことができるものとする。

事業概要説明書の大幅な変更を行った場合には、市川市公式Webサイトへの掲載により速やかに公表する。

3. 今後のスケジュール

事業概要説明書公表後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

令和6年8月頃	入札公告
令和6年9月頃	参加資格確認資料受付期限
令和6年10月頃	入札参加者ヒアリング
令和6年12月頃	入札書及び事業者提案書の提出
令和7年2月頃	提案内容ヒアリング
令和7年3月頃	開札
令和7年3月頃	落札者の決定及び基本協定締結
令和7年5月頃	事業契約締結（施設整備請負契約は仮契約）
令和7年6月頃	施設整備請負契約の本契約成立
令和12年12月末日	ごみ焼却処理施設等の引渡し
令和13年1月1日	ごみ焼却処理施設等の供用開始
令和32年12月末日	事業終了

4. その他

4.1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次の市川市公式Webサイトを通じて適宜行う。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env05/0000454316.html>

4.2 問い合わせ先

2.1に同じとする。

なお、事業概要説明書の内容について、電話での直接回答は行わない。

添付資料等

本事業概要説明書の添付書類は次のとおりである。

様式 1 意見・質問書

別紙 1 配置図

別紙 2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

別紙 3 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業における市と事業者の業務範囲

別紙 4 リスク分担表

別紙 5 用語の定義

様式1 意見・質問書

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業概要説明書等に対する意見・質問書

提出者名	
担当者の所属	
担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
総質問数	全 問

※ 提出者が法人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄も記載してください。

提出者が個人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄の記載は不要です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問

※ 本様式をMicrosoft Word（Word 2013に対応した形式とする。）で作成し、質問数に応じて下段表の行を追加してください。

※ 番号欄には、連番にて意見・質問ごとに番号を記載してください。（半角アラビア数字）

※ 資料名欄には、意見・質問の対象となる書類の名称を記載してください。

※ 頁数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まるページのページ数を記載してください。

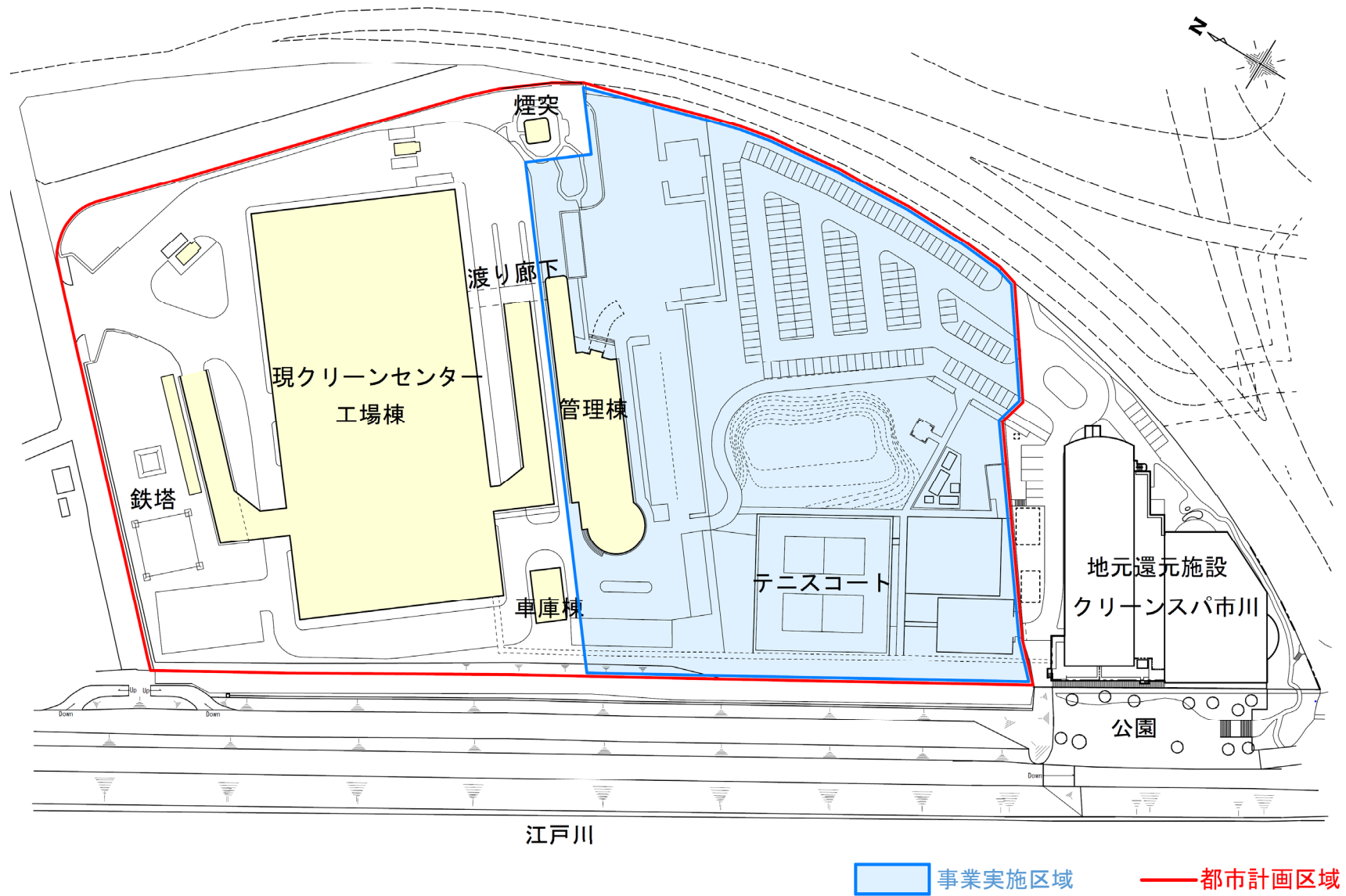
※ 行数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まる行の行数を記載してください。

※ 項目欄には、意見・質問の対象となる箇所が含まれる項目を次の例に倣い記載してください。

例 第1_1_(1)事業名称

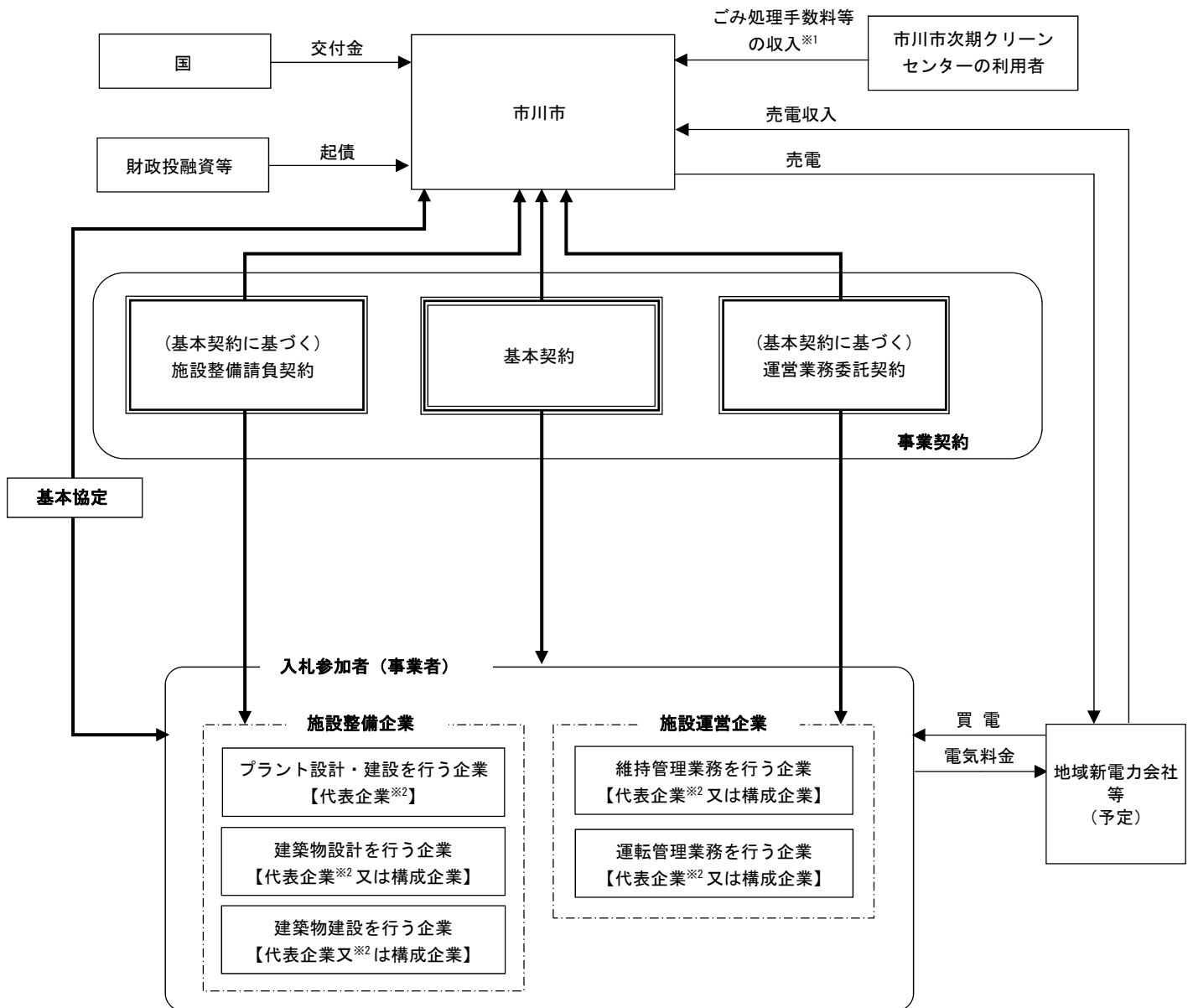
※ 意見・質問欄には、各々一つの意見又は質問を記載してください。

別紙1 配置図



別紙2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

【運営事業者を設立しない場合】

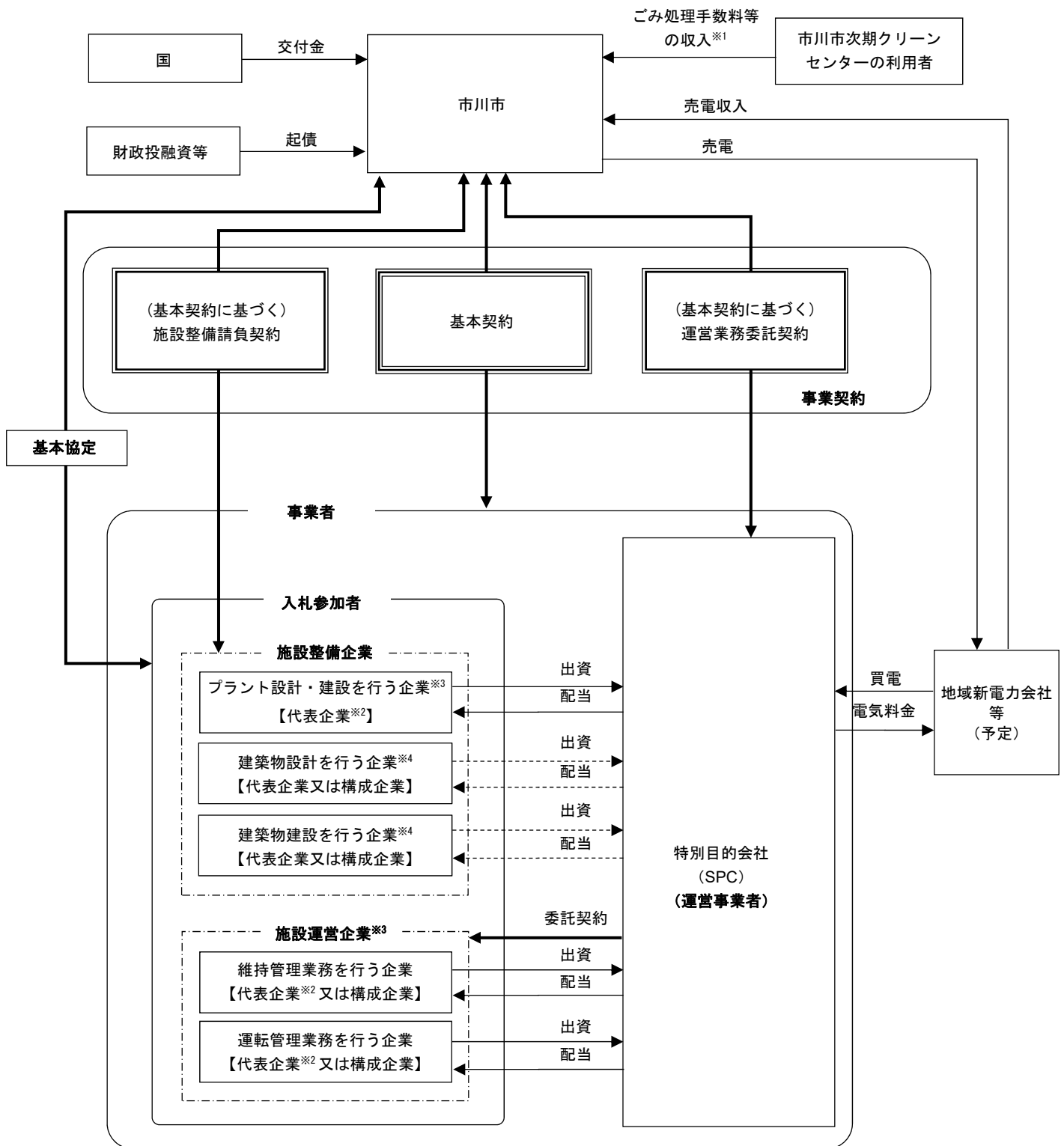


※1 ごみ処理手数料の徴収業務は事業者の業務とする。

※2 施設整備企業の代表企業および施設運営企業の代表企業は同一企業とする。

別紙2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

【運営事業者を設立する場合】



- ※1 ごみ処理手数料の徴収業務は事業者の業務とする。
- ※2 施設整備企業の代表企業および施設運営企業の代表企業は同一企業とする。
- ※3 プラント設計・建設を行う企業と施設運営企業は必ず運営事業者に出資すること。
- ※4 建築物設計を行う企業および建築物建設を行う企業は運営事業者への出資は任意とする。

別紙3 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業における市と事業者の業務範囲

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	
			市	事業者		
施設整備業務	事前調査	地盤調査		○		
		テレビ受信障害調査		○		
	設計	官庁等との協議・手続き			○	
		基本設計			○	
		実施設計			○	
		設計段階での許認可手続き			○	
		設計段階での周辺住民説明	○	○		説明は市及び事業者が行う。 説明資料作成は事業者が行う。
		設計監理	○			
	建設	既存インフラ盛替			○	必要に応じて実施。
		敷地内インフラ整備			○	
		施工前許認可手続き			○	
		施工時の周辺住民説明	○	○		説明は市及び事業者が行う。 説明資料作成は事業者が行う。
		安全衛生管理			○	
		環境保全			○	工事期間中の環境モニタリング設備を含む。
		工事に必要な仮設物設置			○	
		工事監理者の仮設事務所等			○	
		残存工作物・樹木等の撤去	△	○		事前に事業者に提示している残存工作物等は事業者が実施する。 ただし、予期せぬ地中障害物等は別途協議を行う。
		建設発生土の処分			○	
		工事に伴う損傷等の復旧			○	
		環境影響評価事後調査の実施、報告	○	○		事業実施区域外の調査は市が行う。 事業実施区域内の調査は事業者が行う。
		施工図等の作成			○	
		工事積算内訳書の作成			○	
		交付金の申請	○	△		事業者は申請手続きに関する協力を行う。
		完成図書の作成			○	
	施工監理	○				
	試運転・引渡し	試運転等の事前準備			○	
		試運転・運転指導			○	
		試運転に伴う用役費			○	
		負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用	○			
		試運転により発生する焼却残さ、不燃残さ等の処分に要する費用	○			
		試運転により発生する電力の売電収入	○			
		施設運営マニュアル作成			○	
	運転管理業務	処理対象物の受入	ごみの収集・運搬	○		
受付管理				○	市で処理できない物の指導・教育も含める。	

	案内・指示		○		
	料金徴収		○		
処理対象物の 適正処理	誘導・指示		○		
	燃やすごみの焼却処理		○		
	残さ類、金属類の貯留・保管・配車・積込等		○		
	残さ類、金属類の運搬・処分・資源化	○			
	燃やさないごみ・粗大ごみ受入時の分別保管		○		
	燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別		○		
	燃やすごみの展開検査	○	○	行政指導は市が実施。 運搬・選別・搬出等の作業は事業者が実施。	
処理不適物の 対応	処理不適物の混入防止		○		
	場内処理が可能な処理不適物の処理		○		
	場内処理が不可能な処理不適物の処理	○			
	場外処理する処理不適物の一時保管・積込		○		
その他	搬入物の性状分析		○		
	搬出物の性状分析		○		
	災害発生時の対応		○		
	運転、補修、更新等に伴い発生する廃棄物の適正処理		○		
	緊急時の対応	○	○	事業者が緊急時の対応マニュアルを整備する。 緊急搬出先の協議は市が行う。	
運転管理時の 計測管理	運転計画・管理記録等の作成		○		
プラント設備 検査	プラント設備法定検査		○		
	プラント設備法定以外の検査		○		
用役管理			○	薬剤等	
小動物火葬業務	受付管理		○		
	案内・指示		○		
	料金徴収		○		
	一時保管・火葬業務		○		
	整骨・収骨等業務		○	収骨は利用者が行うことを基本とする。	
罹災ごみ	罹災者への減免手続き	○			
	罹災ごみの処理		○		
その他運転管理 に必要な業務			○		
エネルギー 有効利用	廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給		○	供給施設の管理。	
	ごみ焼却処理施設等の供用開始前の売電に係る事務手続き	○	△	事業者は事務手続きに関する協力を行う。	
	ごみ焼却処理施設等の供用開始後の売電及び売電に係る事務手続き	○	△	事業者は事務手続きに関する協力を行う。	
	売電収入	○			
	その他再生可能エネルギーの活用		○		
維持管理業務	施設の補修・ 更新等	補修計画の策定		○	
		各設備・機器の点検、補修、設備更新		○	

	電気工作物に係る保安業務		○		
	関係法令に係る各種届出		○		
清掃管理	清掃管理		○		
樹木等植栽管理	樹木管理		○		
	芝生管理		○		
警備等	日常警備		○		
	緊急時の対応		○		
安全衛生管理・防災管理			○	事業者は教育も行う。	
環境管理（公害防止）			○		
情報管理	運転管理の情報管理及び官庁等への報告		○		
	維持管理の情報管理及び官庁等への報告		○		
	安全衛生管理・防災管理の情報管理及び官庁等への報告		○		
その他	見学者対応		○		
	周辺市民対応	○	○	市が行うが、夜間などは事業者にて対応。	
	運営モニタリング	○	○	連続監視は事業者が行う。	
引継ぎ業務	業務期間終了時の引継ぎ	第三者機関による性能確認検査	○	○	市及び事業者において立合・確認を実施。
		建物の主要構造部の劣化状況の確認		○	
		内外の仕上げや設備機器等の劣化状況の確認		○	
		設計図書に規定されている基本的な性能の確認		○	

○主分担、△従分担

注) 本業務範囲は、本事業における主な業務範囲に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙4 リスク分担表

期 間	リスク項目		概 要	分 担	
				市	事業者
共通	契約		事業者との契約不調、又は契約手続きの遅延リスク (市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの)	○	
			事業者との契約不調、又は契約手続きの遅延リスク (事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの)		○
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			これら以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止に伴うリスク	○	
		許認可取得	市でなければ取得できない許認可の遅延リスク	○	
			上記以外の許認可の遅延リスク		○
	補助金等	事業者の事由により予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○	
		その他の事由により予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○		
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	市の責めにより発生する賠償リスク	○	
			市の責め以外により発生する賠償リスク		○
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○	
	物価変動		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	資金調達		事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	不可抗力 ^{※1}		市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク		○
			市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク		○
	債務不履行		事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
設計段階	測量・調査の不備	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○	
		市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○		
	基本・実施設計変更	事業者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○	
		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○		
建設着工遅延	事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク		○		
	市の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク	○			
建設段階	地中障害物	市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等に関するコスト増大リスク		○	
		上記以外の地質障害、地中障害物等に関するコスト増大リスク	○		
	用地不備	用地確保の遅延に関するコスト増大リスク	○		
	工事遅延	事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク		○	
		市の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク	○		
工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○		

		市の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
試運転・引渡性能試験での性能未達		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク	○	
不可抗力※1※2		市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク	○	△
		市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク	○	△
運営段階	ごみ量・ごみ質の変動	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動リスク		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲を超えて変動した場合のコスト変動リスク	○	
		災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		市の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合のコスト増大リスク	○	
	施設の契約不適合	事業期間中における施設の契約不適合に係るリスク		○
	運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	設備機器の運営・維持管理の要求水準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
施設破損	事業者による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク			○
	第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○	△	
余剰電力売電収入の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○		
	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○		
	事業者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク		○	
	市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク	○	△	
余熱利用施設への供給	電力及び高温水の供給停止に伴う損害賠償リスク（市の事由により供給停止となった場合）	○		
	電力及び高温水の供給停止に伴う損害賠償リスク（事業者の事由により供給停止となった場合）		○	
ユーティリティの事故・故障、運転停止	事業者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上水道、工業用水、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	市及び第三者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上水道、工業用水、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク	○	△	
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
	事業終了時の諸手続きに係るコスト増大	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク	○	

○主分担、△従分担

※1 不可抗力については工事に関しては「建設段階」に書いてある内容を適用し、それ以外に関しては「共通」に書いてある内容を適用する。

※2 基本的には市がリスクを負うが、事業者の保険で対応できるものであれば、協議により活用する。

注) 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙 5 用語の定義

「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業事業概要説明書」において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「運営事業者」とは、市川市次期クリーンセンターの施設運営業務の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社（特別目的会社）のことをいう。なお、運営事業者の設立は任意とする。
- 2 「構成企業」とは、入札参加者を構成する企業のうち、企業グループを構成する企業をいう。
- 3 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運営業務委託契約の総称をいう。
- 4 「事業者」とは、本事業の施設整備業務及び施設運営業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 5 「事業者提案書」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出する本事業の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 6 「施設運営期間」とは、ごみ焼却処理施設等の引渡日の翌日（同日を含む。）から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日（同日を含む。）又は令和 32 年 12 月末日（同日を含む。）のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 7 「施設運営企業」とは、市川市次期クリーンセンターの施設運営業務を実施する企業のことをいう。
- 8 「施設運営業務」とは、本事業における市川市次期クリーンセンターの運転管理業務及び維持管理業務、施設運営業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。
- 9 「施設整備期間」とは、施設整備請負契約の本契約の締結日（同日を含む。）からごみ焼却処理施設等の引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 10 「施設整備企業」とは、市川市次期クリーンセンターの整備（設計・建設・撤去等）を実施する企業のことをいう。
- 11 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて市川市次期クリーンセンターを整備する業務をいう。
- 12 「施設整備費」とは、本事業において基本契約及び施設整備請負契約に基づいて市が施設整備企業に支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 13 「出資企業」とは、運営事業者を設置する場合において、構成企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
- 14 「入札希望者」とは、本事業の入札に参加を希望する民間事業者で構成される者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）のことをいう。
- 15 「入札参加者」とは、本事業の入札参加資格があると認められた入札希望者のことをいう。
- 16 「プラント」とは、ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設等のプラントの総称をいう。
- 17 「本事業」とは、市が発注する市川市次期クリーンセンター整備及び施設運営等を行う事業のことをいう。
- 18 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案

内容による水準を適用する。

- 19 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が配布した資料である「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 20 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案書の総称をいう。